

反障害通信

25. 6. 3

173 号

ファシズム論のとらえ直し

——「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」試論——

「反障害通信」170号の「編集後記」に「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」試論のメモのようなことを書いていました。それをこの「通信」をメール添付で送っているひとたちへ、もう少し詳しく試論的に書いてもいました。それをそのうち巻頭言でまとめると予告していた文です。草稿は情況に合わせて書いているのですが、掲載はかなり後になってしまっています。やっとの掲載です。

封建時代への逆戻りというとらえ方

プーチン・ロシアのウクライナ侵攻やネタニヤフのパレスチナに対するジェノサイド的攻撃、そして再選を果たしたトランプのロシアやイスラエルへの肩入れと、グローバリゼーションという形で進んで来た資本主義の段階をリセットするような「関税戦争」、それらのことで「中世に戻った」とか「封建時代に戻った」というような論評が出ています。

そのような押さえ方は、そもそも資本主義体制の変遷を押さえられない、そしてその中で起きてくるファシズムの隆起という情況をおさえられないところから来ているのだとわたしは考えています。ファシズム論はすでにいろいろ試論的な文を書いているのですが、ここでも後述することにして、先に資本主義論のことを押さえてみます。

資本主義論—「帝国主義論」の押さえ直し

資本主義がどういう段階を経て現在に至っているのかという分析です。資本主義を基本的に押さえたのはマルクスの『資本論』です。その『資本論』のなかにも「帝国主義」—コロニアリズムの分析があるのですが、資本主義の新しい段階として、「帝国主義」的段階をきちんととらえ返したとされるのはレーニン『帝国主義論』です（註1）。それは、第一次世界大戦の「帝国主義間戦争」という形で植民地支配とその争奪戦の構造を押さえました。ところで、「第三世界」といわれるところへの植民地支配という分割が一定進んだところで、後発の「帝国主義的」資本主義が植民地の再分割闘争—戦争を、ファシズム体制（ファシズム規定については後述します）を創り出す中で、仕掛けたのが第二次世界大戦でした。そして、第二次世界大戦後の「冷戦構造」の中で、軍事的な支配に依らない、経済的支配の構造としての、ポストコロニアリズムの時代の中で、グローバリゼーションという形で資本主義が世界を覆っていきます。そのことの分析をなしたのが、アントニオ・ネグリ／マイケル・ハート『<帝国>—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社 2003 です。前述した「中世に戻った」とか「封建時代に戻った」というような論評が出てくるのは、この本を押さええていないというところから来ています。この本の中では、「帝国主義」ということを、「中世的・封建主義的」な軍事的支配ということで押さえ、ポストコロニアリズムの中で、経済的支配の構造としてのグローバリゼーションを「<帝国>」と「<帝国>中枢国—周縁国」という概念を出して、押さえています。

さて、この本が出て、現代資本主義論の必須文献になったのですが、しかし、この本で押さえ損なっていることが、指摘されています。それは、「グローバリゼーションの進行の中で「国民国家」は消滅していくだろう」というこの著者たちの展開予想が外れていることです。その外れている論考のとらえ直しは、レーニンと同時代を生きた、ローザ・ルクセンブルクの「継続的本源的蓄積論」(註2)から出てきます。「本源的蓄積」という概念はマルクス由来です。資本主義が成立するとき、「強力」のようなことが働くということです。ローザはそれを「帝国主義」ということの中にも継続しているというのとらえ返しをしています。わたしは、それを更に資本主義は差別ということなしには継続できないということとしてとらえ返しています。だから、国家主義・超国家主義が資本主義の継続に必要とされるのです。だから、逆の観点からとらえ返すと、国民国家は資本主義社会を止揚することなしに不会因为です。

左派—保守—右派—極右（ファシズム）のとらえ返しのあいまいさ

さて、前述予告したファシズム論の問題があります。ファシズム規定がはっきりしないので、ファシズム規定がなされないまま、ファシズムやファシズム的なことが進行していることがあります。そもそも左派—保守—右派—極右（ファシズム）の規定さえごちゃごちゃに使っているのです。日本のマスコミは欧州の極右の擡頭を危機感を持って報道しているのですが、その欧州で安倍政権を極右として報道していることをちゃんととりあげていないのです。最も端的な例は、ファシズムの被害で歴史的に刻印されているユダヤ人がイスラエル建国から、今日のパレスチナへのジェノサイド的攻撃というまさにファシズムそのものの所業をなしていることがあります。それをファシズムと規定していないこと、そしてプーチン・ロシア、トランプ・アメリカの動きもファシズム規定しないまま、その問題—危機を伝えられない状況になっています。

ファシズム論のとらえ直し—「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」の隆起

この話は、国家主義・超国家主義を指標とするファシズム論にリンクしていきます。すなわち、資本主義が行き詰まると繰り返し、ファシズムが隆起してくるのです。第一次世界大戦後のファシズムの隆起は、植民地支配がかなり進行したところで、後発「帝国主義」の再分割要求・闘争・戦争として出てきました。今日のファシズム的隆起はグローバリゼーションが世界的に行き渡ったところでの、国家主義・超国家主義を突き出すところでの資本主義と権力掌握者・政権担当者の自らの支配体制の維持というところでの突き出しなのです。いわば「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」の隆起なのです。マルクスの文献の中に「歴史は繰り返される一度目は悲劇として、二度目は悲喜劇として」という定言があります。ファシズムの隆起としては「繰り返される」ようにとらえられても、実は、エンゲルスの「螺旋的回帰」といわれる言にあるように中身は違うのです。決して「中世に戻った」とか「封建時代に戻った」というようなことではなくて、また、「帝国主義間戦争」の時代の後発帝国主義のファシズムとは中身が違うのです。コロニアリズムの「帝国主義」時代への回帰では無く、螺旋的回帰したファシズム、「ポスト・グローバリゼーション」という形で突きだされる21世紀ファシズムなのです。ですが、下線をひいたように、そもそもグローバリゼーションの段階の資本主義ということを押さえないで、経済政策をするとどうなるのか、ちゃんと考えていて行動しているとはとても思えません。

トランプは、バイデン政権下でのインフレを批判して当選しているのですが、「関税戦争」と言われることは、まさに未曾有のインフレを招くと経済学者の多くが指摘しています。そもそもトランプ政治はブラフ政治です。アメリカ大統領という世界最大の権力の座について、その権力を振り回すことで、周りが戦々恐々としているのをみて、それを楽しんでいる感さえあります。そもそもちろんとした政策を持たないで(まさにポピュリズム政治)、思いつきの、差別排外主義的アメリカ・ファーストの政治をしていて、これはアベ政治の二の舞で、アメリカ経済を衰退させ、失われた〇年になっていきます。フェイク大統領として歴史にきざまれることになるか、何か現実を起こせるとしたら、それこそ世界を破滅させることしかやれないでしょうー

「全体主義」概念からのとらえ返し

そもそもの混乱はファシズム論の必須分権とされるアーレントのファシズムの基底概念としての「全体主義」概念です。アーレントはソ連邦と「社会主義」を自称した国家を、「全体主義」規定し、そこからドイツ・ナチズムとイタリア・ファシスト党も全体主義の名の下にファシズム規定をしていきました。ですが、ソ連邦を「社会主義国」規定したこと自体が誤りなのです。「社会主義」規定自体があいまいなのですが、「共産主義の初期的段階としての社会主義」ということならば、ロシアとその周縁での自称「社会主義国」も中国も、「労農独裁」から社会主義への移行に失敗した国家資本主義なのです。ですから、そもそもスターリンの「一国社会主義建設論」では、排外主義的ゲゼルシャフト（利害社会）の資本主義から抜け出せず、社会主義が定立できないで、全体主義と個人主義の対立の構造に陥り、全体主義的国家の個人への抑圧の構図に陥るのです（註3）。アーレントのファシズム論は、全体主義概念を基調にしたので、差別主義ということで現れるエゴイズムをとらえられなくなっているのです。そのファシズムとエゴイズムとの共振性は、小説というフィクションですが、クラウス・コルドンが「ヘルリン三部作」で描いています。このエゴイズムの展開としてのファシズムをきちんと押さえることによって、ファシズム規定を為しきり、反ファシズム統一運動をおこしていかななくてはなりません。

差別ということを基底に据えたとらえ直しを！

そもそも、リベラルととらえられているひとたちが「愛国主義者」を自称している事態が生まれているのですが、それはファシズムの基底にある国家主義・超国家主義をとらえられないことから来ているのです。きちんと、現代資本主義論を押さえ、ファシズム論を押さえたところで、国家主義を超えた民衆の連帯が今必要になっているのです。

（註）

1 ここで「される」と下線を引いているのは、レーニン国家論が『帝国主義論』とセットで読まれる『国家と革命』において、国家の共同幻想的性格を押さえ損なっていて、そのことがスターリン的「国家の防衛」なり「一国社会主義建設論」にリンクしていった、ということがあります。これが、後のアーレントの「全体主義」規定とも結びついていっているのです。

2 このローザの展開は『資本蓄積論』で。

3 そもそも、「全体」―「個人」という対概念は、どちらもこの概念を実体主義的にすな

わち「物象化」(註4) してとらえています。マルクスが『ドイツ・イデオロギー』で押さえた「国家＝幻想共同体」規定は、国家を実体主義的にとらえることへの批判となっています。「全体」なる概念は、マルクスの「関係性の総体」という概念(マルクスの「フォイエルバッハに関するテーゼ」での概念)で止揚されていきます。わたしが認識論的に共鳴している廣松渉さんの概念では、「網」という「関係性の総体」の「網の目」としての「個人」として分出(この「網」と「網の目」という概念自体「物象化」された概念で、そのことは押さえた上での物象化批判(場違いの概念を用いれば、脱構築)していく論攷です。というところで、「関係性の総体」と「個人」として分出されることは対立的概念ではないのです。

4 これは、マルクスの『資本論』の中で出てくる概念です。マルクスの「社会的なことを自然的事実としてとり違える」と規定しています。廣松さんは、それを言語段階での異化というところからも、物象化概念を拡大・深化させています。

(み)

(「反差別原論」への断章)(103)としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 173 号」アップ(25/6/3)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『物象化論の構図』をアップしています。
- ◆「反差別資料室A」「V.「ふれあい」」<https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1/blank-2>に、「ふれあい基底稿」の手書き原稿をスキャンしてアップしました。

読書メモ

連載中の[廣松ノート(7)]の『存在と意味』の15回目16回目。菅野完さんの『日本会議の研究』。

たわしの読書メモ・ブログ700[廣松ノート](7)

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店1982(15)

第三篇 事象的世界の存立機制

第二章 事の物象化と実体主義的錯認の位相

第三節 因果法則と存在様相

(この節の問題設定—長い標題)「事象的世界は汎通的な聯関態をなしており、われわれとしてはこれを“函数態”的に記述しうれば足る。ところが、伝統的・日常的な思念におい

ては、実体主義的発想の構図を前提とする一種の物象化的錯視にもとづいて、事象は因果的作用と法則的支配のもとにあるものと観ぜられている。——いわゆる“因果的作用”もいわゆる“法則的支配”も謂うなれば“擬人法的”な投入であって、われわれは、原理的には、これを排却せざるをえない。とはいえ、因果的法則性の貫徹という構図は日常的思念に適っており、われわれ自身、この構図に仮託して論考するかぎり、事象の法則性的変化を「可能態から現実態への推転」として、法則的变化事象を「偶然性と必然性との統一態」として、その存在様相を非決定論的に把握しつつ、この契機をも勘案して“函数態的”に再定式化する。」480-1P

第一段落——対象的關係—非対象的關係、外掩的認識上の規定關係—内貫的な存在上の規定關係 481-4P

(この項の問題設定)「關係性は、仏教哲学の用語法を藉(かり)て言えば、すべて相待的依他起生性であるといえ、關係のすべてがいわゆる対称的關係であるわけではない。「対称的關係」(一項の他項に対する關係と他項の一項に対する關係とが同一であるもの、例えば友人關係)と並んで、「非対称的關係」(一項の他項に対する關係と他項の一項に対する關係とが相違するもの、例えば親子關係)も存在する。また、日常的思念の即自的分類によれば、外掩(「がいえん」のルビ)的な認識上の規定關係と内貫的存在上の規定關係とがある。例えば、AとBとが相異するとか同類であるとかいう關係は“単なる認識上の規定關係”であるとみなされ、AとBとが衝突するとか化合するとかいう關係は“現實に作用の及ぶ存在上の規定關係”であるとみなされる。」481P

(小さなポイントの但し書き)「(われわれ自身の見地からいえば、原理的な次元では、このような区別は存立しない。AとBとの相異という關係は、まさにAとBとは相異するそのようなAとしてあらしめ、BをAとは相異するそのようなBであらしめている存在上の關係なのであるし、物理・化学的な作用關係がないからといって、存在上の關係でないとは言えない。このことは例えば、親子關係などを設定することによって考えると判り易い。物理・化学的な作用關係でこそないが、それは親を親であらしめ、子の子であらしめるれっきとした存在上の規定關係である。ここでは、しかし、常識的な思念を仮りに認める流儀で暫く議論を運ぶことにしたい。)」481P

(対話①)「所謂常識的な思念に即するとき、非対称的でしかも内貫的な存在上の最たるものが「因果關係」であるとされる。そして、あらゆる事象は因果的連鎖に服しているものと了解されている。それでは、因を因たらしめ果を果たらしめる所以の因果關係とはいかなる相待關係であるのか？それが先行事象と後続事象とのあいだの通時的—關係であることまでは既定の了解事項であるとしても、この伝統的・常識的な概念の内容は、いざ問い返してみると漠然としている。近時の科学理論においては、単一の系として統握される或る変化事象における“先行位相”を原因と呼び、“後続位相”を結果と呼ぶ用語法もあり、ここでは事実上“繼時的關係態”の単なる“時間函数的な記述”に帰趨しているが、一般の用語法では決してこれには尽きない。われわれなりに常識的な因果概念の内包を忖度してみるに、まずは原因と呼ばれる事象と結果と呼ばれる事象とが別々の両つの事象として表象され、原因と呼ばれる先行事象の生起と結果と呼ばれる後続事象の生起とのあいだに必然的な繼起連鎖のあることが必要条件とされている。但し、これはあくまで必然的な繼

起というだけでは十分でない。昼に夜が“必然的”に継起し、手押車の前輪の回転に必ず後輪の回転が継起するとしても、昼は夜の原因とは言わず、手押車における前輪の回転は後輪の回転の原因であるとは言わない。(ところが、前輪がモーターで動く前輪駆動式自動車の場合には、前輪の回転が原因で後輪の回転が生ずると言う。)先件が後件を「惹き起こす」という関係があって甫めて因果関係と言われる。原因には結果を「惹き起こす」能動者・起動者であるということが含意されていると言えよう。能動式起動者たる原因が、しかし、一定の結果を必ず惹き起こすのでなければならず、惹起したりしなかったり恣意的であってはならない。——では、原因が必然的に一定の結果を「惹き起こす」とはいかなる謂いであるか？」481・2P

(対話②)「能動的起動者たる原因が一定の結果を惹き起こすという表象においては、原因なるものの擬人化(剝切には人物的起動者の擬物化)がおこなわれている趣があり、因果関係の必然性にあつては、原因は結果を起こさざるをえず、結果は原因によって起こらざるをえない(せざるをえない—ならざるをえない)という構制がみられる。因果という想念に一種の“擬人法”がつきまとっていることは旧くから指摘されている通りである。——人間の実践の在り方が対象界に投入されているのは「原因」という能動的起動者だけではない。原因が結果を必然的に惹き起こすというさいの必然性の在り方にも人間の実践の構制からの投入が認められる。因果連鎖の必然性は、普通には「事実必然性」として、規範的行為における「当為必然性」とは別種のものと思われている。そして、因果的事実必然性の在り方を形象化した「法則」と規範的当為必然性の在り方を定式化した「規則」とを峻別するのが普通である。われわれの見解では、しかし、「事実必然性」(müssen=ならざるをえない)は、「当為必然性」(sollen=せざるをえない=しなければならない)を謂うなれば擬物法的に物象化したものにほかならない。規範的行為や当為必然性は次巻『実践的世界の存在構造』における主題的な一論件であり、ここではまだ立入るを得ないのだが、臆言を惧れずに、因果的必然性の構制を敢て指摘しておこう。——原因が必然的に一定の結果を惹き起こすのはそうせざるをえない強制のもとにおいてであろう。ここに謂う強制は、なるほど規範的・当為的な強制とはかぎらず、さしあたってはむしろ“物理的”な強制かもしれない。しかし、物理的強制に押し流されただけであれば、そうならざるをえなかっただけで、そのさいには、原因は起動因ではなくして単なる受動的な伝導的媒体ないし結果になってしまう。原因が能動的起動者として擬人法的に表象されるかぎり、よしんば物理的強制に迫られてのこと(不本意ながら)であろうとも、状況を主体的に受け留め直して、そうせざるをえないと我が身にひきうけて起動するのでなければなるまい。これが「法則的必然性に則って惹き起こす」という構制である。しかるに、そうせざるをえない強制に随うということは(“事実必然性”に服するだけでは単なる伝導的媒体であつて、起動的能動者ではないことになるので)畢竟するに当為に随順することにほかならないであろう。原因の表象が擬人法的であるかぎり、この擬人法と相即的に、法則的・必然的に惹き起こすという営為の在り方も規範的・当為的な強制に随って規則的・必然的に……という擬人法になっている次第なのである。」482・3P

(対話③)「われわれは、しかし、伝統的・日常的な因果概念が一種の擬人法になっているだけの廉でこれを卻けようというのではない。伝統的・日常的な因果概念では事象の法則

的生起を決して十全には説明的に記述できないが故にこれを卻けて、別途の十全な配備で置き換えようと図るのである。——人々は日常、砲弾の命中が原因で城壁の倒壊という結果が生じた、というような言い方をする。しかしながら、砲弾の命中ということで城壁の倒壊という事象の生起が果たして十全に説明されたことになるであろうか？ 城壁が非常に堅牢であったり、逆に紙のように弱かったりしたら、倒壊することはなかったであろう。城壁の側も倒壊を生じた一因をなしている。また、地球の重力がなければ倒壊は生じないわけで、重力の存在も一因である。地盤の強さ、命中の角度、砲弾の重量、砲弾の速度……等々、精確には諸多の要因を勘案しなければならないはずである。日常的には主要な因子を原因、副次的な因子を条件ということにして処理するが、この場合、或る意味では重力の存在こそが最も主要な因子ではないのか。この点は今問わぬとしても、マッハも指摘する通り、「自然界における聯関は一つの原因と一つの結果とを指摘できるほど単純なことは稀」であって、事象の世紀を十全に説明・記述しようとするとき、われわれは錯綜した連関態の相対を視野に収めて統括的に記述する必要があるのである。——われわれとしては、茲において、いわゆる原因といわゆる結果とを包括する事象系(これは原理的にはオープン・システムというより世界大の聯関態である)を“函数的連関態”として定式化し、事象系の変化相を時間的函数として記述する。ここには、擬実体化された原因なるものも擬実体化された結果なるものも存在せず、擬人化された原因が結果を惹き起こすという想念も介在しない。変化的事象系における先行位相と後続位相との継時的遷移が存立するのみである。この遷移系が表わす“函数”(この構制については前節で述べた)は時間値に応じて必然的展相を示すが、その必然性はさしあたり数学的な論理必然性であり、この必然性は、しかも、函数が“確率変項”を含みうるかぎりでは、必ずしも一価函数的な決定論的必然性ではなく、むしろ「偶然性と必然性との統一」である。」483・4P

(対話④)「右の提題を敷衍(ふえん)するためにも、今や、事象の合法則性の問題、さらには、事象の存在様相の問題を主題化していかなければならない。」484P

第二段落——事象の合法則性の問題&事象の存在様相の問題の主題化 485P

(この項の問題設定)「常識的な思念においては、事象界には「法則」なるものが在って、事象の生成変化を法則が規制している。ないしは、事象が法則に随って生成変化する、と了解されている。法則という概念は、日本語の「法」「則」もそうであるが、ヨーロッパ語の law, Gesetz, loi にみられるように、元来は人間の実践的社会における「法律」「掟」を表わす詞であって、人間界の規範的・当為的な律法が事象界全般に投入されたものと言えよう。事象が法則に随うというのは、事象を擬人化して律法に規範的拘束に服せしめる擬人法的な表象であり、これは嚮にみた因果論的擬人法とも相俟つ。尤も、法則の表象の原型が人間界における規範的・当為的な律法であるとはいっても、それは人定法の謂いではない。社会習慣的な規範も含めて「掟」が超越的主宰者による「定め」として了解されていたかぎりでの律法である。この場面では律法そのものが直接的に事象を拘束するのではなく、超越的主宰者が事象に強制して則(「のり」のルビ)に随わせるという構図になっていたと思われるのだが、超越的主宰者が“棚上げ”されるに及び、法則そのものが事象に対する拘束的規制力をもつかのよう表象されるようになり、「法則が支配する」という想念が生まれる。ここでは「法則」なるものが能動的規制者の相で擬人化ないし物神化されていると

みることもできよう。」 485P

(対話①)「われわれは、法則なるものをそれ自身が規制力をそなえているものとして擬神化することを卻けるだけでなく、事象なるものをそれ自身が法則に随順するものとして擬人化することをも卻ける。そして、われわれとしては只管(ひたすら) 事象系の継時的変化相を函数的に記述する。この函数的記述は、勿論、単なる過去の記述ではなく、予料的記述をも含む。——ところで、予料的に記述された状態が現実化するという仕方で予期的事象相が現認されるということは、事象界に合法則的規則性が存立している一証左ではないのか？ 或る意味では勿論そうである。或る種の論者たちは「客観的对象界それ自身は全くの混沌であって、客観的对象自体には何らの法則性もない」と主張し、「対象界の法則性なるものは主観の側が、例えば、それ自身としては無規則的に散らばっている星を“星座”というかたちで統握して一定の纏まりをつけるのと同趣であって、外掩的で主観的な“関係づけ”にすぎない」と強弁する。が、われわれは、論者たちとは異なり、主観の側と客観の側とを二元的に分断することはしない。論者たちに半ば妥協した用語法でいえば、“法則性”とは“主客の協働”において成立するのである。人が、もし、ギリシャ・ローマ風の“星座”区劃を以って“星座の客観的配列”であると主張するとすれば、それは慥かに誤まりであろう。中国風の“星座”やマヤ式の“星座”も同等の権利を主張しうる。論者たちが“星座というかたちでの統握は主観的な関係づけにすぎない”と言う事情は一応諒解できる。星の見掛上の位置を経度・緯度で規定する天文学の手続も“星座と本質的には同権の主観的關係づけ”と一応言われうる。だが、論者たちも“星座”が“全くの主観的幻影”“全くの主観的恣意”だとはよもや言わないであろう。それは、論者たちが「色や音や香は主観的なものであって客観的なものではない」と主張しつつも、“全くの主観的恣意”ではなく、“客観の側にも一定限制約されている”と認めるであろうとの同工である。われわれはその都度一定の“星座”というかたちででしか見掛上の星群を統握できないというかぎり、論者たちが主客二元化を前提したうえで要求するとき“客観それ自体の法則性”なるものを“裸”のかたちで認識することは原理上不可能である。けだし、先に、論者たちの発想と語法に半ば妥協して“法則性は主客の協働において存立する”旨を云々しておいた所以でもあるが、論者式の立論を整合化すれば、“星座”や“法則性”は“一定限客観の側にも制約されている”のであって“全くの主観的……意思的な関係づけではない”ことになる。このように議論を運ぶとき、今度は別の論者たちが登場して、次のように反問するかもしれない。「ギリシャ式星座、中国式星座、マヤ式星座……が同じ対象群の相異った定式化であり、依って以って“変換に対応づける”ことが可能である所以の客観的配列が厳存するのではないか。個々の“星図”に籠められている主観的契機を消去することによって、純粋に客観的な配列を認知することができるのではないか」云々。われわれの見地から言えば、論者たちの謂う“主観的契機”を完全に“消去してしまう”ことは原理上不可能である。論者たちの謂う“客観的な配列”なるものが、すでに、原理的には、ギリシャ式・中国式・マヤ式……“星座”と並ぶもう一つの“星座”でしかありえない。なるほど、論者たちの謂う“客観的な配列”なる“星図”は、そのパラダイムに立って評価すれば、ギリシャ式や中国式の星座図と同位同格ではなく、これらよりも優れたものと認定されることであろう。がしかし、メタ・レベルに立ってみれば、それとてやはり“主客

の協働”に俟つものという構制においては他と同趣なのである。論者たちの謂う“純粹に客觀的な配列”なるものは、「横顔」や「高杯」とは別の、それでいて両者において“客觀的に同一な対象性”と称される「ルビンの杯」なる“白黒図形”と類比的であると言えよう。因みに、謂う所の“白黒図形”は行文中くりかえし指摘してきた通り、原理的には「横顔」や「高杯」と並ぶもう一つの“見え方”なのであって、決して“純粹な客觀的所与”ではない。そして、われわれの“函数態的記述”も、法則の擬神化のごときこそ排却しているにせよ、“主客の協働”に俟って存立するものであることには変わりはない。われわれとしては、このような“身分”での“函数的記述態”が一定の“合法則的規則性”を呈すること、その定式化する未来的位相が現実化していくこと(正しくは、未来的位相の現実化が同類のケースにおいて經驗的に認識されているかぎりで当の定式を信認するのであり、また、そのかぎりでいわゆる“自然の斉一性”を信憑するのだが)、このことを現認する。そして、しかじかの先行的事象にはかくかくの後件的事象が合法則的に継起するという通則に現与のケースを下屬せしめることによって、いわゆる因果的説明に代える。——偕、われわれの“函数態的記述”が事象の未来的位相が“合法則的に実現”することの予料を含むことにおいて、“合法則的に予料”される未来的事象は、未在ではあるがすでに既定的であり、謂うなれば“未在的に既往する”所以となる。」485-7P

(対話②)「人が、茲で、函数態的に記述される事象系の合法則的な継時的進展相が一義確定的であると思料するならば、そのさいには、いわゆる決定論的な世界像を描くことになる。われわれとしては、しかし、事象的变化の合法則的進展は一義決定的であるとは考えない。事象系に應ずるわれわれの“函数”は、謂うなれば“確率変項”を含むのであって、未来相は一価的に確定してはいない。——われわれは、事象の未来相が“未在的に既往”しつつも“一義的には未決定”という在り方を表現するために「可能態」という概念を導入し、事象の合法則的な進展を「可能態から現実態への推転」という構図で把握したいと念う。」

487-8P

(小さなポイントの但し書き)「——「可能態」「現実態」などと言い出すと、いかにも古色蒼然たる形而上学の亡霊を想わせることかと惧れるが、われわれとしては勿論この古い概念を改鑄して用いる。ここではひとまず、留意すべき点を外面的に押さえておこう。普通、団栗(「どんぐり」のルビ)は櫟(かしわ)の木の可能態であるとか、蕾は花の潜勢態であるとか言うとき、金塊は金貨の可能態であるとか、米は酒の潜勢態であるとか言う場合とは違って、そこでは、自然必然的に、櫟になったり花になったりすることが確定的である、という含みがこもっているように思える。しかし、可能態Aが現実態Bになることが必然的・確定的であるとすれば、メガラ派がいちはやく指摘しているように、Aに可能性を云々することは事実上無意味なってしまう。Aは既定的・現実的にBであったという仕儀に陥りかねない。そこで、今度は、団栗は櫟の木になるとは決まっておらず、腐って“土”に成る可能性、人に拾われて“数珠玉”に成る可能性……もあると認め、“土の可能態”“数珠玉の可能態”……ということにすれば、金塊が金貨の、米の酒の可能態というのと同趣になりおわる。先には、AがBに成る、その「成る」が必然的であったが、今度は、「成る」が偶然的で、(事によっては「成ることもあり得る」という意味での)可能的にすぎないことになる。この単なる可能性に即して可能態を云々することも許されないわけではないが、

その場合には、可能態Aが現実態Bに成ったと言っても、そもそも不可能態が現実態に転成するわけではなく、現実態に成るのは可能態に決まりきっているから、「可能態Aが」という言い方、つまり、Aをことさらに「Bの可能態」と呼ぶことが実際には無意味になってしまう。という次第で「可能態—現実態」という概念装置が有効にはたらくためには、右に述べた両極の謂わば“中間”で定義される必要がある。」 488P

(対話③)「——茲において、事象系の状態がAからBに成るといふさいのBという未来相の既定関係が問題になる。例えば、櫛の木に成るといふさい、未来相が櫛の木という大枠内にあることは既定的であるが、決定論的な世界像を採らないわれわれの場合、実現する枝ぶりとか幹の太さとかまでが事前に確定的であるわけではない。これはまさに函数概念的な規定態であって、或る“函数”という大枠は事前に既定的でもその“値”は多様でありうるという在り方、視角を変えていえば、一定“函数”の一定“値”が現実化することは未然に既定的でも、どの“値”で実現するかは未定的という在り方、このような規定態である。われわれは、大枠としての「櫛に成る」を“函数”Aに擬し、その函数の“特定値”をBに擬して、AをBの可能態、BをAの現実態と呼びたいのであるが、事象系の変相に関するわれわれの“函数態的記述”に謂うなれば“確率波”的であって、その都度の現認において現実態に“収束”するのである。——このような「可能態—現実態」の設定は、一昔前までは、つまり、古典物理学的な決定論的世界像が支配的であった時代には、全くのナンセンスだと見做されたことであろう。最も好意的な場合でさえ、それはたかだか日常用の“粗雑な認識”に応ずる便宜上の概念装置としか認められなかったはずである。というのも、決定論的な因果必然観のもとでは、初期条件が同一であれば結果も一義的に確定していることになり、あのメガラ派の指摘と同趣の論理で、可能態が可能態でなく、謂わば必然態になってしまうからである。しかるに、今や、量子力学における不確定性原理によって、降っては亦、動態的平衡系を扱う場合には「揺動(「ゆらぎ」のルビ)を完全に消去することが不可能なことによって、「同一の初期状態」から、一定の限界内においてではあるが「一義的には予料することのできない帰結状態」が現成するわけで、これに応ずる概念装置が要求される。われわれの立てる「可能態—現実態」は、まさにこの要求に応えるものであり、しかも、「偶然性と必然性の統一態」という弁証法的な運動論・変化論の論理構制に応ずる配備でもある。」 488-9P

第三段落——「存在様相」なるものを巡っての若干の迂回的討究 489-93P

(この項の問題設定)「われわれの見地からは、事象的变化の“合法則性”は決定論的な一義必然性ではなく、事象の「存在様相」はさしあたり「偶然性と必然性との統一」相である。——このことについて説述するためには「存在様相」なるものを巡って若干の迂回的討究から始め直さねばならない。」 489-90P

(対話④)「「存在様相」は、しばしば、領域的範疇として処遇される。「可能性—現実性—必然性」「不可能性—非現実性—偶然性」という「様相」は、普通には、次のような配位で領域的範疇として扱われていると言えよう。およそ考えられるかぎりの世界が、まずは可能的領界と不可能的領界とに二分される。そして、可能的領界は、可能であるが、非現実の領界と現実的な領界とに二分される。裏返していえば、現実的領界と非現実的領界とが合して可能的領界を形成する。そして、その現実性の領界を、偶然的に現実的な領界と必然

的に現実的な領界に分けることができる。その場合には、裏返していえば、必然的領界と偶然性領界とが合して現実的領界を形成することになる。——以上の区分を視覚的(「ヴィジュアル」のルビ)に形象化して言えば、例えば一枚の紙を二つの部分に区切って、一方を不可能性の領域とし、残りの可能性の領域を更に二分して、その一半を非現実の領域とし、その残りの現実性の領域をこれまた二分して、その一半を偶然性の領域とし、残余を必然性の領域とする。このような方式になっている。」490P

(小さなポイントの但し書き)「(別著『弁証法の論理』)に誌した通り、様相の領域的区分にはこれとは別の方式があり、現実性と必然性との強弱・広狭については特に異見が岐かれる。ここでは、しかし、後論に響かないので、最もポピュラーな右の方式を掲げるとどめる。尚、「存在様相」が「認識様相」わけても「論理様相」を物象化したものである事情については詳しくは『弁証法の論理』第十章の第二節を参看されたい。)」490P

(対話②)「悟性的な見地では「様相」を領域的範疇として区分するが、しかし、いかに悟性的な立場といえども、領域的境界を絶対的に固定化してしまうわけではない。少なくとも、事象の所属する領界を一義的固定化するわけではない。所与の一定条件下ではおよそ不可能な或る事象が別の条件が出現した場面では可能になるとされるし、逆に、現在は可能な事象が将来的には不可能になることもありうるとされる。現実性と非現実性についても同様である。ところが、偶然性と必然性については様子が変わる。悟性的見地では、偶然と必然とは存在上は決して両立しないものとみなされる。それは、悟性的見地においては「偶然性」ということを一応は存在様相として云々しておりながら、実際には真の存在様相としては認めておらず、偶然性の領域とは認識上のものにすぎないと見做していることに由来する。」490-1P

(対話③)「われわれとしては、右のごとき悟性的立場とは全く別様の仕方で「様相」を取扱う。ここでは前篇第三章第二節で既に述べた方面の復唱は差控えるが、われわれの存在観においては、そもそも「様相」は領域的範疇ではない。なるほど、悟性的な処置に仮託して領域的に扱う場合もありうるとはいえ、それはわれわれにとって決して本来的な取扱いではない。——非現実的ということイルレアル＝イデアールの謂いとするわれわれの場合、非現実性という領界を立てているわけではない。けだし、われわれは、イルレアル＝イデアールな世界の自存性を認めず、それをあくまで現相存立の構造的契機としてのみ措定するのだからである。また、可能態の未在的既在性云々するからといって、われわれはいわゆる可能的世界(「ポッシブル・ワールド」のルビ)を共時的世界の一領域として立てているわけではない。——茲で特記しておきたいのは、事象の合法的変化に関わる偶然性と必然性の統一相に関してである。嚮の行文中、量子力学的不確定や熱力学の揺動に言及した論点を想起ねがえると好便であるが、旧来の決定論的な法則観・存在観のもとでは、世界の客観的な在り方は一義必然的であるものと了解され、偶然性とは“必然性の未知”という主観的なもの、“認識の不十分性・不確定性”にすぎないものとみなされてきた。しかるに、量子力学における不確定性原理を持出すまでもなく、自然的過程が一義的に決定されていないという意味での“客観的偶然性”はまさに事象界そのものの構造的契機なのである。(この“客観的偶然性”の問題について、詳しくは別著『事的世界観への前哨』の第二部および『科学の危機と認識論』の当該箇所)に譲ることにしたい。)この偶然性＝非

決定性は、但し、得手勝手な放縦ではなく、一定の限定性の埒内に劃定されている。全くの一義的必然性でもなければ、全くの放縦的偶然でもなく、まさに確率函数的な両者の統一態、これが事象的現実過程の実態なのである。——なるほど、概念としての必然性、概念としての偶然性は、悟性概念の流儀で截然と区別することもできよう。そして、数学的必然性のごとき、論理的な一義必然性を立てることもできる。しかし、現実の対称的存在界の事象について、偶然か必然かという悟性論理式の二者択一を迫るわけにはいかない。そもそも客観的必然性や客観的偶然性という概念からして、現実の存在様相として物象化された二つの射映をイデアリジーレンすることによって立てられたものであって、純粋な必然体や純粋な偶然体がレアルに自存するわけではないのである。——必然性および偶然性ということは事象の在り方の二契機であり、その意味で、事象の存在様相はさしあたり「必然性と偶然性の統一」として規定される。ところで、「事象の在り方」というときに、「可能態」と「現実態」との双方を含む。果たして、これら双方ともに「必然性と偶然性との確率函数的統一態」と言えるのか？ この統一態は可能態だけに限るのではないか、という疑問が生じうる。それどころか、“波束”の収束した現実態は端的に必然態と呼び、それ以前の状態は偶然態と呼ぶのが相応しい、という意見さえありうるかもしれない。結論から先に言えば、可能態と現実態はいずれも「必然性と偶然性との確率函数的統一態」という構制を呈する。但し、両者のあいだには当然“種差”がある。前者では変項が変項のままであるのに対して、後者では特定値で充当されているという相違がある。そして、この相違は、変化的事象の状相的予料(この確率函数的措定にはわれわれの場合 Rückschluß (回想)をも含む)と、「観測」による現認(波束の収束)という認識論的場面での次元差に相応するものである。」 491-2P

(小さなポイントの但し書き)「このように誌すと、まさにその故にこそ現実態は必然態にほかならないという意見が擡頭しそうである。「観測」された「現実態」にあつては“波束”が収束して“確定的な値”が現認されるのであるから、もはや不確定性・偶然性の余地はなく、一義必然的・確然的である云々。この意見には聴くべきものがあることを認めるに吝かではない。この線で定義する途も一応ありうる。がしかし、観測的現認において変項の値が確定されたといっても、量子力学的な「不確定性原理」の次元でいえば依然として不確定性が原理的に残っている。この一点に徴しただけでも、現実態を以てそのまま必然態としてしまうわけにはいかない。慥かに、可能態と現実態という当座の対比の文脈では、或る種の項の変項的不確定が“一義的”な“値”に“確定”される以上、後者が確然的であるわけだが、しかし、確定化するのは変項のうちただか若干のものの値であつて、総体としてみた場合には必ずしも一義確定的とは言えない道理である。或る種の措定場面に即するとき、現実態を事実必然態と呼びたくなる事情があることは否めないにしても、通時的な函数的措定態の構制は一貫しているのであるから、原理上は、現実態といえどもやはり「必然性と偶然性との統一態」と呼ばるべき次第である。」 492-3P

(対話④)「事象の存在様相は、こうして、可能態の相であれ、現実態の相であれ、——右に量子力学的な場面に定位して述べたことは原理的にはマクロの世界にも妥当すること、このことは前節で丹治信春氏を援用してミクロとマクロの両断が許されないことを示したところからも諒解ねがえると念うのだが、——「必然性と偶然性との確率函数的統一態」で

あり、視角を変えて言い換えれば、「必然性」「偶然性」という存在様相は事象的存在様相の弁証法的二契機ということになる。けだし、事象の変化相は「可能態」から「現実態」への不断の転化相にありつつも、一貫して、事象の「合法的」変化は「必然性と偶然性との統一相」にあると言う所以である。」 493P

たわしの読書メモ・・ブログ 701 [廣松ノート] (7)

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (16)

第三篇 事象的世界の存立機制

第三章 事象の間主観的存立と客観的存在性

第一節 対象的実在の存在性

(この節の問題設定—長い標題)「実在的世界は、“われわれ”の日常的意識においては、実相的な空間・時間の内に定位的に存在しつつ、法則に規制された在り方をしている“もの”の一大集成として表象され、総じて射映的現相世界とは区別して覚識される。——われわれが爰で問題にしたいのは射映的“仮現相”と区別して覚識される対象的“実在相”の存在性である。謂う所の“対象の実在性”は“われわれ”の今日的な既成観念に即するかぎり、時間・空間そのものの次元、時空間内に定在する事物の次元、事物の在り方を規制する法則性の次元、これら三つの次元にわたって検討すれば足ると思えるのであるが、結論的に言えば、対象の実在相とは、現相的世界の即自的な二肢的二重性の構制を基礎に、射映的“仮現相”を統一的・整合的に“説明”すべく“構成”された所識相の一斑にほかならない。」 494P

第一段落——“実相的”定在として思念されている空間・時間の存在論上の身分 494-9P

(この項の問題設定)「われわれは嚮に、前々章の行文において、空間なるものおよび時間なるものが対象的に形象化される次第を論攷し、また“仮想”的な空間・時間規定と“実相”的な空間・時間規定との即自的な区別にも言及しておいた。爰では、“われわれ”の日常的既成観念において“実相的”定在として思念されている空間・時間の存在論上の身分がまづは問題である。」 494P

(対話①)「空間的・時間的な布置・延長・間隔といった規定性(空間的規定の場合には加之“形状”)について“仮現相”と“実在相”と言うとき、直接的な知覚にさいして覚識される“見掛”と“実際”との次元と、ここでの“実在相”に関わる直接的な計測現相と間接的な計測結果のあいだで云々される“仮相”と“実相”との次元、これら二つの次元の差異を対自化して臨む必要がある。——これら二つの次元のうち、直接的な知覚の場で覚識される“見掛”と“実際”については折にふれて論じてきたので茲で詳しく立入るには及ばないであろう。われわれとしてはそこにみられる或る構制についてだけ確認しておけば足る。現相的視覚風景における空間的規定は、配景視や立体視においてすでに、射映的“見掛”相と対象的“実際”相との二肢的二重相で覚識される。しかも、日常的な直接的仮現するものと思念されている。ここに思念されている対象の実在相とは、見る側(能知)との関係に依じて合法的に一定の仮現相を呈する自己同一的な或る所知であると言えよう。それは諸々の射映相が齊しくその仮現相であるごとき自己同一者として思念されており、

日常的覚識においては、この自己同一者を根拠にして諸多の射映相の在り方(その都度の“見掛”相)が合法則的に“説明”される。(实在相なるものが既成化した所識態になっているところでは、これを基準ないし説明根拠にして仮現の見掛相を定位するのは尤もな“生活の知恵”である。)われわれの見地からいえば、しかし、この思念や手続は原理的には顛倒している。人は成程その都度の現相を単なるそれ以上・以外の或るものとして覚知し、幾つかの所与現相群をそれとは別の単一の所識相で覚識する。所与現相は相違しても、それらが単なる射映的現相以上の或るものとして覚識される当の或るもの＝所識は一個同一でありうる。人は身体的布置に応じて合法則的に変貌する一連の射映的現相を、個体的に同一の所識と等値化的に統一する。とはいえ、射映とは別の一個同一者そのものを人は如実に知覚するわけではない。人は“説明根拠”としての实在相とやらを如実に知ったうえで射映相と関係づけるのではない。逆である。人は射映相を手掛りにしつつ、射映相の合法的な在り方を説明すべく“対象的实在相”を要請的に措定するのである。(対象的实在相は、既知の諸射映相を手掛りにしつつ、未知の射映相の現出を予見するとき相ですら“構成”されうる。)“仮相とは別の实在的自己同一者”として思念されているものは、身体的布置等に応じて合法則的に変貌する一連の射映的現相を統一的・整合的に把住すべく反省以前的に措定された所識的な或るものにほかならない。」495-6P

(小さなポイントの但し書き)「人は茲で、対象的实在相は計測的な仕方では如実に認知される旨を云々するかもしれない。だが、計測的認知にさいしてすら如実に現前するのは一つの射映相であり、射映とは別の实在相が純粹に現出するわけではない。尤も、論者たちの立言にも反面の理はある。それは計測的認知における所識相の規定、これが対象的实在相として計測的に“確定”されるという点である。が、このことは、謂うところの“射映的实在相”なるものが射映相を単なるそれ以上の或るものとして覚識する所識相であることを覆えすものではない。」496P

(対話②)「われわれの見地からみると、こうして、人々は“見掛”上の布置・延長・間隔と“実際”上の空間規定性とを即自的に区別する機制を基盤にしつつ、“实在相”での空間的規定性を計測的に確定するという仕方では秩序づけ、それを自存視する。が、实在的な空間的規定性なるものは、(それは射映的現相の現与性と合則性に定位したものであって決して全くの恣意的構想物ではないが)、射映的空間現相を統一的・合則的に“説明”するために即自的に“構成”された所識的形象にほかならない。そして、この“構成”が間主観的に認証されるかぎりでは、当の“实在的空間規定性”が“客観的存在性”を有つものと信憑される。“实在的時間規定性”についても同趣であることは、前々章第三節および前章第一節の行論の想起を求めれば、茲で絮言を要せぬことかと念う。」496P

(対話③)「ところで、以上の立論は、計測的確定への言及を含むとはいえ、直接的な知覚の場に定位したものであって、われわれはまだ前章の行文中でふれた直接的測定・間接的測定の問題をすら配視していない。今や、先に区別の必要を誌しておいた第二の次元について、“实在的な空間・時間の規定性”に関わる計測的確定の認識論的な構制に即しながら議論を進めることにしよう。——伝統的な思念においては、空間・時間の客観的規定性は観測者から端的に独立な“絶対的”な或るものであると了解されていた。しかし、相対性理論の登場を俟つまでもなく、われわれの見地から考察するとき、いわゆる“实在的空間・

時間”は決して観測者から端的に独立な絶対的存在たるべくもない。このさい、空間・時間の観測者との相対性ということは、勿論、直接的な知覚における射映的現相の相対性とは別次元の事柄であることが銘記されねばならない。が同時に、計測的空間の観測者との相対性という問題論的構構制そのものは、知覚的射映の相対性と同根に根差すことも忘佚（「ぼういつ」のルビ）されてはならないのである。倂、古典物理学的な時空観においては、時空系 S と S' とが相対的に運動していようと、系 S における時間・空間的な“長さ”は、系 S 自身で測定しようと系 S' から測定しようと、そのまま合致するものと思念されていた。なるほど、例えば、地上を等速直進している列車内で物を落下させる場合、列車内の座標系で観察測定すれば鉛直落下運動(空間的には直線という形)になるのにひきかえ、地上に固定された座標系で観察測定すれば拋物運動(空間的には直線という形)になる、というような相違がみられるかぎりでは、古典力学的な了解においても、観測系に応じて測定結果が“相違する”（直截には合致しない）という事態は存立した。しかし、このたぐいの測定結果相は、原理的には“見掛”にすぎないものとみなされ、これら“見掛”とは別事の“絶対的な”客観的実相が厳存するものと了解されていた。では、そこで思念されていた絶対的な客観的実相とは何か？ それは絶対静止座標系からの観測的定式相にほかならない。空間・時間規定はいかなる観測系から測定しても延長・持続に関しては完全に合致するという前梯的な了解のもとに、いわゆるガリレイ式変換によって、原理的には、絶対運動の形を確定できるものとされていた。ということは、絶対静止系に立っての測定的所知がとりもなおさず客観的実相であると見做されていたことを意味する。そこでは、測定という操作が無時間的に遂行されうること、換言すれば、無限の速度をもった光を観測手段として測定が遂行されうること、このことが暗黙の了解事項になっていたわけである。ところが、現実には、観測手段たる光の速度が有限であるという現実的条件を入れるとき、時間・空間に関わる測定的な所知は観測運動系に応じて必然的に相違することになり、もはやかつてのごとく、時間・空間的な規定性は観測系とは無関係に同一的であるとするわけにはいかない。」496-8P

(小さなポイントの但し書き)「——相対性理論においては、光速度は有限だけでなく、真空中にあってはいかなる観測系に対しても一定であるものとされる。ここから帰結する事柄の一端をみてみよう。今、地上に対して速度 v で等速直進運動をしている列車があるものとし、その中央から光を発射したとする。車内で観測すれば、中央から発射した光は運転室と車掌室とに同時に到達する。ところが、地上で観測すれば、その同じ光が、まず車掌室に到着し、そのあとで運転室に到達する。こうして、光の前後壁への到着という一個同一の事件が、車内の観測では同時刻に、地上の観測では別々の時刻に生ずることになる。車内での同時が地上では異時なのである。(古典的な了解では、運動している列車上で発せられた光の速度は列車の速度と代数的に加算されるので、地上で観測しても光は運転室と車掌室とに同時に到着するものとされていた。しかるに、相対性理論の“仮定”では、光速度は運動体から発射されようと静止体から発射されようと、光源の運動状態にかかわりなく一定である。それゆえ、光は一定の速度で前方にも後方にも進んで行くのだが、運転室は逃げるのに対して車掌室は迫って来る。このため、まず車掌室に、そのあとで運転室に、という到達時刻の差異が生ずる次第なのである。)時刻からしてこうなのであるから、

二つの時刻のあいだの時間(持続時間)も相違することになるし、空間的な長さの測定値(長さの測定とは同時刻における二点間の距離の測定である。)も相違することになる。定量的に言おう。結論だけ記せば、車内で測定して進行方向に長さ L の物体は、地上から測定すれば、いわゆるローレンツ収縮のため $L=L\sqrt{1-(v^2/c^2)}$ (c は光速) の長さになる。また、

車内で測定して T の時間は地上で測定すれば $T=\gamma\sqrt{1-(v^2/c^2)}$ に伸長している。これは、しかも、一方的な関係ではない。地上で測定した l 、 t を車内から測定すれば、やはり、 $l=l\sqrt{1-(v^2/c^2)}$ という収縮、および $t=t/\sqrt{1-(v^2/c^2)}$ という伸長した測定値が得られるのである。相対的に運動している系においては、互いに相手の系では空間の収縮と時間の伸長が生じる。」 498-9P

(対話④)「——では、どの運動系からの測定値が真の客観的な測定値なのか？ このように問うこと自身がもはや無意味なのである。もし、絶対的な基準系が存在するのであれば、その基準系に立っての測定値を以って“真の客観的な測定値”と言うこともできよう。だが、運動はあくまで相対的であり、特権的な絶対的基準系など存在しない。また、各々の観測者は、自分の得た観測値こそが真正だと強弁したとしても水掛論になるだけであるし、自分の所属系での自家測定値こそが真正だと強弁したとしてもその唯一的客観性が保証されるわけではない。観測者たちは、対自的現相と対他的現相(自己の所属系での測定値と他者の所属系からの測定値)とが直接的には合致しないこと、但し、そこに生ずる相違は合法則的であること、このことの自覚的承認のうえに立って、対自的現相と対他的現相とを整合的・統一的に把住できる相で空間・時間を措定し、その間主観的に統一的な単一相を以って“実在的な空間・時間”と規約する。相対性理論における時間・空間規定の構制は大略このような配備になっている。」 499P

(対話⑤)「計測的に確定される空間・時間の“実在相”とは、こうして、自己の所属系に定位した測定値と、他者の所属系に定位した測定値とを、間主観的統一相で整合的に把住・説明すべく要請的に措定した所識相なのである。“実相的”空間・時間なるものは、その存在性をこのような間主観的な“構成”的措定に負っている。(この件について主題的には前掲の別著『相対性理論の哲学』のほか、『科学の危機と認識論』の当該箇所¹の参看を願い、茲では割愛することにした。)」 499P

第二段落——実在的事物の「性格・機能」「組成・構造」および「発現・過程」の配視 499-503P
(この項の問題設定)「空間・時間の内に定在すると思念されている「事物」(性状的当体、ないしはむしろ、事相的事体)については、前々章第一節および前章第一節において、必要とされる論件の一斑を既に論定してあるので、爰では簡略な議論に止めたいのであるが、われわれとしては「事物」の存在性を論攷するにあたり、実在的事物の「性格・機能」「組成・構造」および「発現・過程」を配視しなければなるまい。」 499-500P

(対話①—事物の「性格・機能」)「事物は、嚮に論じた通り、日常的意識においては性状的当体の相で覚知されるにしても、謂うところの実在的性質は対他的関係規定の内自化されたものにほかならない。“性質を具えた事物”と称されるものは、 A という対他関係では a 、

Bという対他関係ではb、……という反応的自己規定を合規則的に呈する或るものである。成程、日常的意識においては、事物はそれ自身がしかるべき「性格・機能」を具有しているが故に対他関係に応じて一定の「性格・機能」を発露するのだと思念される。だが、前章第二節でも論究しておいたように、実態においては、事物そのもの具っている性格や機能と目される潜勢的・可能的規定性なるものは、対他関係規定が反照的に内自化されたものにすぎない。(人は鉄片には磁石に吸引される潜勢的能力・可能的性質がもともと自体的に具っており、銅片にはそのような可能的性質がもともと具っていないという具合に考える。だが、それは対他関係における“現実態化”からの逆推的賦与である。慥かに鉄片は磁石に吸着され銅片は吸着されない。直接に実在するのはこの関係の事実までである。人はこの事実を説明しようとして磁性なるものを鉄に内自化させる。現実的事実の在るところ必ずそれに見合う可能態を想定し、それを“説明根拠”にすることが論理上できる。が、ここでの論理構制からすれば、男性個体は“夫性”や“親性”をもともと潜勢的・可能態的に具えていたと主張する仕儀になろう。それはかつて *homunculus*(同種性・種の同型性が想定されたのと同じ論理構制になっている)。所与の事物の「性格・機能」に関わる実在的性質とやらは、当の事物が対他関係において合規則的に呈する射映的現相を統一的に“説明”すべく“構成”的に措定されたものにほかならないのである。——尤も、われわれは事物の「性格」や「機能」を云々する場合、当の個体自身に即して対他関係を一直接的に確認するとは限らない。いわゆる「実験」の構制を省みると事情が見え易くなるが、サンプルに即して確認した性格や機能を同種の事物全般に推及する。人々是一群の事物の同種性を先行的に了解したうえで、それら事物群のうちの或るサンプルに即してaという性格や機能を確認し、(一個同一のサンプルに即して引続き実験する場合もあるとはいえ)別のサンプルに即してbという性格や機能を確認し、さらに別のサンプルに即してcという性格や機能を確認し……という仕方では別々のサンプルの個体に即して個々別々に確認した性格や機能a b c……をその種に属する各個体が全て斉しく具えているものと見做す。このようにして措定される「a b c……を具有する事物」なるものは単なる種的概念ではない。それはあくまで一定の時空的場所に定在する各事物であって、謂うなれば種概念諸規定の“受肉体”である。が、このようにして措定された「実在的な性格や機能a b c……を具有する各事物」というのは、性格・機能a b c……を当の個体自身に即して直接に確認されたものではなく、サンプル的他個体での実験的観察を手掛りにして“推定”的に“構成”されたものにほかならない。当該の種に属する個体は、種的同型性という前提的諒解のもとに、そのうちの或る個体がAという対他関係でaという性格・機能を呈し、別のサンプル個体がBという対他関係でbという性格・機能を呈し……という事態を斉合的統一的に“説明”すべく、各個体が全て斉しくa b c……という性格・機能を具有するものとして“構成”的に統握されるのである。(尤も、或るサンプルで確認された事柄が他のサンプルでは同工の実験をおこなったにもかかわらず現認できない場合には、当の規定性は第一のサンプルの個体的持性とみなされて、他個体への推及は差控えられる。が、このような“反証的”実験結果が生じないかぎり、サンプルに即して得られた知見が同種の他個体全般に推及されるのが常套である。)」500-1P

(対話②)「こうして「実在的な性格や機能a b c……を具有する同一種の個体的事物」なる

ものは、同一個体の射映的諸現相でこそないが、やはり、一連・一群の射映的現相を斉合的・統一的に“説明”すべく“構成”的に措定されたものである。」 501P

(対話③—事物の「組成・構造」)「事物の「組成・構造」はどうか。組成や構造は、事物という一統体の相での対他的関係規定ではなく、単一の個体的事物の内部的規定態である。そして、「組成」はいかなる構成分が当の事物に内在しているかを表わし、「構造」は当の内的構成分どうしがいかなる布置になっているかを表わす。事物(事物₁)の構成分はそれ自身事物(事物₂)であるかぎりでは、事物₁の組成・構造を確定することは事物₂とそれの事物₁というかたちでの複合相を確定することにほかならない。茲で、今、所与の事物から事物a、事物b、事物c……が分出されたものとしよう。(分出が生ずるのは他物との作用的関係のもとにおいてであるが、今はこの点にはふれないことにする。尚、分出された事物₂はつねに事物₁の「構成分」Bestandteil にはあるにしても、それがもし事物₁と全く同種である場合には「成分」Komponente とは呼ばない。)そのとき、当の事物は成分a、b、c、……を内在させているものと把え返され、成分a b c……の分出という現象を斉合的・統一的に“説明”すべく成分a b c……から組成されているものとして“再構成”される。(このさい、成分a、成分b、……は既知の物質と固定されることもあれば、新発見の物質として新規に定性的に規定されることもある。が、いずれにしても、この定性的規定は、対他的反応規定に即した「性格・機能」の確認にもとづいておこなわれる。)」 501-2P

(対話④—事物の「構造」)「——ところで、事物の实在的規定性としての「構造」なるものであるが、人は所与の事物をさまざまな“截断面”で“截”ってそこにおける“射映”的な布置関係を確認する。射映相は多岐多様である。人は、しかし、“截断面”に応じて多岐多様な構成分の射映的布置関係を斉合的・統一的に“説明”すべく、当の布置的諸関係を射映に応じて呈するごとき単一の構造を構成的に設定する。こうして、射映的截断面に応じて合規則的に特定の“値”を呈する“函数”的な統一相で“構成”的に措定され、しかも「事物」に内在する構成分の布置とみなされる関係態、それがいわゆる「事物の实在的規定性としての構造」にほかならない。(この構造態は構成分の相互的機能関係や対他的機能関係に即して機能態として把え返されることを妨げない)。——以上では、単一の事物に即した直接的な確認と直接的な構成に定位したのであるが、一般には、サンプルにおける“実験的”観察を手掛りにして、同一種の事物に汎通的な「組成・構造」が構成的に措定されるという事情は嚮に「性格・機能」に関して述べたところと同断である。」 502P

(対話⑤)「人々はこのような構制で「事物の客観的实在像」を思い描がき、反証的事実が反証的事実として現認されるようにならないかぎり、それが唯一絶対的な客観的实在相であるものと信憑しつづける。だが、所詮は、現認される射映的諸現相を斉合的・統一的に“説明”すべく“構成”された“实在相”であってみれば、「客観的实在相」はきわめて相対的である。このことを自覚するためには、今日では廃れた過去の描像を想ってみればよい。十七世紀後半の指導的な科学者であったN・ルメリは、周知の通り、酸性物質を「棘(「とげ」のルビ)」を具えた相で思い描がいたのであった。酸は固い金属を溶かし、アルカリと中和し、舐めると舌がチクチクする——等々の現象を呈するが、これらの現象は酸の「突起(「とげ」のルビ)」が金属を突き刺して解離させ、アルカリの穴に納って突き刺さなくなり、舌に突き刺ささり、——という仕方で“斉合的・統一的”に“説明”できる！ シュ

タールがフロギストン説を唱え、それが支持されていた当時、フロギストンはまさに当時知られていた諸々の燃焼現象を斉合的・統一的に説明する恰当(「かつとう」のルビ)な“実在像”だったのである！ いわゆる「客観的実在像」は、因みに今日における「クォーク」を想ってみるがよい、認識論上の基幹的構制と存在論上の原理的身分に鑑みるかぎり「酸突起」や「フロギストン」とも同工異曲と認めざるをえまい。」 503P

(対話⑥—事物の「発現・過程」)「事物の客観的・実在的な「発現・過程」相と謂われるものが、これまた一連の射映的現相を“斉合的・統一的”に“説明”しうべき相に“構成”されたものであること、このことそれ自体についてはもはや多言を要せぬことかと念う。が、これは「合法則性」の問題とも絡むので、視軸を転じて閑説することにしよう。」 503P (小さなポイントの但し書き)「(尚、事物の「性格・機能」「組成・構造」「発現・過程」の内奥に存在するかのように思念される「実体そのもの」については、既に前章での論攷で尽きているので、茲では省いても差支えあるまい。)」 503P

第三段落——法則の存在性をめぐって 503-11P

(この項の問題設定)「法則なるものが事物の「発現・過程」、従って、事象の継時的な在り方を規制するという想念については既に前章第三節において閑説しておいた。われわれが茲で問題にしておきたいのは法則の存在性をめぐってである。」 503-4P

(対話①)「人々は日常的意識において自然法則なるものが厳然と実在していることを疑わない。では、法則とはいかなる存在であるか？ それは特個的な事象とは抑々の甫めから区別した相で覚識される。法則は、一群の事象が時と所を異にし、具体的な様態は異にしつつも、本質的には同型的な仕方その都度具現する或るものとして、甫めから一種の普遍態として表象されている。とはいえ、この“普遍態”は単なる概念としての普遍態ではない。(勿論、法則一般という概念は概念としての普遍態であるが、ここで問題にしているのは個々の法則である。)それは、個々の法則という個的な存在でありながら、特個的な個体ではなくして一種の普遍態なのである。ここにおいて、日常的に思念されている自然法則は、省察してみると“個的な普遍態”“個的に実在する普遍態”として、さながら「概念実在論」における“実在する普遍”という形而上学的存在を想わせる態のものである。人々は、法則(例えば、「落体の法則」)なるものが在るからこそ事象の合法則的な進展(しかじかの仕方での落下)が現出すると思念する。人々は、今日では、中世ヨーロッパの実念論派の知識人たちとは異なり、果物という普遍が存在するからこそ、リンゴやナシという個別が存在するのだと思念しない。ところが、法則となると、人々は今日でも暗黙の裡に、法則という普遍態が存在するからこそ個々の合法則的な事象という個別態が存在するのだという構図で思念してしまう。概念的普遍態は必ずしも実在化して表象されないのに対して、法則的普遍態は実在化して表象されている次第なのである。」 504P

(対話②)「法則は何故実在化して表象されるのか？ 法則そのものが特定の時と所に如実に見出されるわけではない。この点では概念そのものと同断である。では、一方は実在化され、他方は実在化されないのは何故であろうか？ それは、おそらく、法則は「事象の生起に先立って“未在的に既在”しつつしかも事象の径行(けいこう)に規則的な作用を及ぼす」ものとして思念されること(概念は事物に対して先在もせず規制もしないと了解されていること)に由来する。この思念は、「規則的拘束力をもった法則なるものが在って、事象の振舞

いはその法則に随う」という了解と相即する。そして、この了解は、前章第三節で指摘した擬人法にもほかならない。人々は、人間の行動を内省してそれが一定の拘束的規制に服していることを意識し、この拘束的規制への随順という行動の在り方を万象に推及する。このさい、しかも、拘束的に規制する「掟」の既存性、その規制力を人々は意識する次第であって、法則の実在性という思念はこの意識に根差すものと言えよう。——人々は、他人たちに対して、一定の所与的情况のもとでは、一定の様式での行動を予期的に期待するが、それと類比的に、かくかくの自然的状況にあってはしかじかの様式での“行動”を自然的事象が“遂行”するものと予期する。この予期は可成りの程度まで充たされる。それは、但し、人間の予見力が優れているせいではない。条件反射理論に謂う「抑止」と「強化」の機制によって、充たされなかった予期は抑止され充たされた予期は強化される結果、一定の(類同的な)状況において以前に稟貸し充たされた予見相を人々はおのずと予期するようになっており、そのたぐいの予期はあらためて充たされることが多いというだけのことである。」504-5P

(対話③)「「自然の斉一性」が存在条件となって謂う所の「予期の充足」が現実化する。一応はそう言うことができる。類同的な先行状態に類同的な後続状態が合規則的に継行するのでなければ、予期が充足されないどころか、そもそも予料的予期という“心身的態勢”そのものが形成されないことであろう。——「自然の斉一性」ということは、しかし、純粹に客観的な構造的斉一性ではない。なるほど、恣意的な予期は裏切られるだけで、予期の如何にかかわりなく“客観的な”斉一性がみられることが「自然の斉一性」の謂いとされる。客観的径行と主観的予期とを二分する常套の発想に即するかぎり、慥かに「自然の斉一性」は客観的な斉一性の謂いであり、それは主観的な予期とは独立の事柄である。だが、ここに謂う“客観的径行”、“類同的な先行状態に類同的な後続状態が継起する斉一性”、このことそれ自身が“純然たる客観的事実”ではなくして、いわゆる“主観的契機”の協働的介在に俟っている。この間の事情を対自化するためには、今茲で別段、大上段に「そもそも客観の実在相とは認識論的にみて……」と構えるには及ぶまい。ここではさしあたり「類同的状态に類同的状态が……という斉一性」が云々されるさいの「類同的状态」なる統握に止目すれば足る。——議論を直截化する便法としてラプラスのデーモンを引き合いに出そう。ラプラスのデーモンのように万象を精緻に認識する主観にとっては、どの現象も極めて個性的なので、類同的として一括することなど到底不可能であろうし、少なくとも人間が敢行するような類同化的把握は「味噌も糞も一緒くた」にする流儀の暴挙に映ずることであろう。ラプラスのデーモンにとっては、事象各々の推移決定論的に必然であれ、類同的斉一性など存立しないはずである。デーモンに言わせれば、おそらく、人間は事象間の差異に鈍感にすぎ、およそ斉同的ならざるものをラフに一括してしまい、斉一でもないのに斉一とみなしてしまっている、ということになる。——人々は特個的な一群の事象類同的として一括把握し、精密には決して一樣ではないものを斉同的として一括把握し、このラフな概括を前提として甫めて斉一性(一定の類同的先行状態には一定の類同の後続状態が継起するという大枠内での対応性)を措定しているのである。(このさい、類同的把握が全くの“主観的恣意”ではないこと、伝統的な思念に妥協した言い方をすれば、それは“主客の協働”の所産であること、このことは前章第三節で“星座”に仮託して誌し

ておいた通りである。)」 505-6P

(対話④)「こうして、いわゆる「自然の斉一性」なるものは“純然たる客観自体の法則性”ではない。それは、概念が帰納的抽象の論理的構制に対して論理的アプリオリであるのと同趣的に、予期の充足という構制に対して論理構成上は先在的条件をなすにしても、事実問題としては(“類同的”な先行状態に“類同的”後続状態が継起することの)「予期—充足」の経験に即しての“抽象”(正しくは前篇第二章第一節で論じた「函数化的補完」による措定態)なのである。」 506P

(対話⑤)「個々の「法則」についていえば、或る種の状態に一定の状態が一定の在り方で随伴・継起すること、この予期的現認が恒常的に充足されること(実は、予期の充足・不充足の経験にもとづいて「或る種の状態」「一定の状態」「一定の在り方」なる類同的把握の側が無意識的・意識的に調整されるのだが)、この現象の斉合的・統一的に“説明”すべく、事象が規則的拘束に服しているという擬人法的な暗黙の想定のもとに“構成的に措定”されるものにほかならない。——なるほど、予期的現認という契機を含むことなく、継起の回想的ないし観察的な現認に即して法則性が定立される場合もありうる。がしかし、法則的定立は過去においてそうであったということの単なる追認的記述に終始するものではない。人は過去における事例を“サンプル”として未来における事象の在り方をも予料する。(これは反省以前の日常的予期の構制でもあり、実験にもとづいた予測という自覚的な予期の構制でもある。)——事象の在り方を“支配”している一定の「法則」性とは、事象に対する拘束的規制力をそなえた「則」として「掟」との類比的想念を伴って形象化されている点で特異性をもつにしても、同種・類同的な事象の射映的“仮現相”を斉合的・統一的に“説明”すべく“構成”的に措定された所識相という点では、そしてまた、その“客観的実在性”が間主観的な認証に俟つ点でも、嚮にみた「時間・空間」や「事物」の「性格・機能」「組成・構造」などと同趣的である。」 506-7P

(対話⑥)「われわれのこの提題に対して、或る種の論者たちは「法則性そのものは類同的なケースを統一的に説明する“構成”的な措定態ではない」旨を主張する。論者たちによれば「法則性は一回起的な特個的事象をも支配している必然的な関係性であって」「類同的なケースは客観的な法則性を探知する手掛りではあっても、法則性に服しているという信念を単に表明しているのであれば、論駁の術もない。だが、論者たちが、「同一の原因的先行状態には同一の結果的後続状態が継起する」という知見に立って「一定の先行状態には一定の後続状態が継起する」旨を主張し、先行群の類似度(“同一性”の度合)が高まれば高まるほど後続群の類似度も高まるという“経験的事実”を論拠にするのであれば、その場合には応接することができる。なるほど、先行状態群の類似度が低ければ後続状態群の類似度も低く、先行状態群の類似度が高まれば後続状態群の類似度も高まるということが“経験的事実”かもしれない。そこで、論者たちは、先行状態が全く同一であれば後続状態も全く同一になるはずだ、と外挿的に推論する。この推論は謂われなしとはしない。しかし、「全く同一な状態」なるものが現実的に存在するであろうか？ 論者たちは、それを要請的に想定し、その要請されたケースにおいては、同一状態に同一状態が継起するものと要請しているだけである。これは諒解可能な要請ではあるが、所詮は要請たるにすぎない。そして、そのさいにも、そこに定立される“一回起的にも存立するはずの法則性”なるものは、

論者たちの議論の構制そのものが示しているように、先行状態群の類似度が高まるほど…
…という現象を斉合的・統一的に“説明”すべく“構成”的に要請指定されたものにほかならないではないか。従って、論者たちの立論はわれわれの提題を覆しうるものではない。」

507-8P

(対話⑦)「翻って、事実の問題としていえば、“純粹に客觀的に同一な状態”なるものが、量子力学的不確定原理のもとではもはや現実的には設定できない。われわれの設定しうるギリギリの“同一的状态”(これは「観測理論」からして純粹に「客觀的」な状態ではなく、“主客の協働”に俟つものである!)から“同一的ならざる”結果が生じうるのであって、そこに貫徹する法則性は、決定論的に一義必然的ではなく、前章第三節で誌したごとき「偶然性と必然性との統一」相になっている次第である。」 508P

(小さなポイントの但し書き)「この場所を借りてありうべき疑念を念のため卻けておこう。われわれは、以上、いわゆる「客觀的实在相」とは一群の射映的諸現相を統一的・整合的に“説明”すべく“構成”された所識的な或るものにほかならない旨を論じたのであるが、これに対して或る種の論者たちは、そのようにして「構成」されるのは対象的实在に関する「認識」(対象像)であって、対象的实在そのものは当の射映的認識相の存在根拠をなすものであり、「認識」から独立自存する旨を主張する。論者たちによれば、しかるべき实在相をもった客体が存在するからこそ布置その他の関係に応じて合法的に一定の射映的認識相が現出するのだ云々。これは半ば諒解しうべき議論ではあるが、原理的には物象化的顛倒であると言わざるをえない。人は客觀的实在相を“構成”するさい、所与の射映的現相を“結果”の位置に置きつつ、その“原因”たりうべき相で「客觀的实在相」を逆推的に“構成”する。「实在相」がもししかじかであれば射映相は現与のようになる、という論理構制に立脚して「实在相」しかじかが逆推される。しかるに、この論理構制は「实在相がしかじかであるが故に射映相が現与のようになる」と論理的に“同値”である。そこで、論者たちは、逆推的に“構成”された「实在相」を「原因」「理由」「根拠」として自存化させてしまい、「この实在相客觀的にあるが故に射映的諸現相も成立しうるのだ」と「説明」する。尤も、論者たちも、「实在相」を直截には認識できないことを承知しており、实在相の認識は“構成的”手続によってもたらされることを認める。が、構成されるのはあくまで“認識像”であり、この“認識像”は自存的対象の“模像”である、(この“模像”に客觀的实在である“原物”が対応している)と論者たちは思念するのである。われわれに言わせれば、しかし、論者たちが“認識像”と区別して、この“認識像”=“模像”の“原物”と称するものは直截に認識されたものではなく(従って「原物—模像」関係も直截に認識されたことではなく)、まさしく“認識像の原像”として要請的に指定された代物にすぎない。しかるに、この“要請的指定”もまたわれわれの謂う“構成”の一斑なのである。論者たちは「客觀的实在相」を“構成”する手続をいわば二段化しているにすぎないのである。このかぎりでは、われわれと論者たちとのあいだに基幹的な構制では別段相違があるわけではない。但し、論者たちが<三項図式>を前提しつつ、「意識内容」としての“認識像”と「意識対象」としての“原物”という発想を採るのに対して、われわれはこの発想を原理的な次元では卻けるという認識論上の相違はある。われわれも便宜的な次元では“認識像”と“原物”との区別を云々したりもする。がしかし、本文中における上乗の立論において「射

映的諸現相を統一的・整合的に“説明”すべく“構成”された所識体』というのは、決して「意識内容」としての単なる“認識像”ではない。射映相についてならば論者たちに妥協して“認識像”という言い方をしてもよいが、「射映相以上の或るもの」たる「客観的実相」は断じて単なる認識像、単なる意識内容ではない。それはむしろ論者たちの謂う“原物”に擬せられるものである。それは、まさに物象化されているかぎりでは、射映的認識像の存在根拠たる或るものという相で“構成”される。この“構成”の所産(かつてのフロギストンのごときもそのような“原物”“客観的実在”と思われた!)を射映的諸現相から文字通りに独立自存するものと思念するところが、先述の論理構制を介しての、論者たちの物象化的倒錯なのである。[われわれは循環的構制に自覚的であるが、論者たちは存在上は循環を断った心算でいるだけに、循環論法に無自覚な始末である]。／ところで論者たちは“原物”は“認識像”以上の或るものであることを立言する。われわれも、亦、位相こそ異なるにせよ、「客観的実在相」は単なる“認識像”以上の或るものであることを認める。論者たちは“原物”は既知の射映的諸現相から構成された“認識像”以上の実在であるが故に新事実をもたらしうるのだと言う。たしかに、実在像が“構成”された折りには未知であった射映的現相が現出し、この新事象(これは予言されていたり、実験的に“創出”されたりもしうる)が既知＝既成の実在像に拠ってうまく説明できる場合がある。論者たちは、この場合、それは客観的実在が正しく認識されていた証拠だとみなす。また、逆に、新事実がうまく説明できない場合が生ずると、論者たちは、それは客観的実在が正しく認識されていなかった証拠であるとみなす。しかしながら、新事実をうまく説明できる場合とできない場合があるという事態は、客観的実在なるものの端的な自存性の決定的論拠たりうるものではない。なるほど論者流の立論は便利な一図式ではある。がしかし、原理的に言えば、いわゆる「自然の斉一性」(正しくは「現相的世界の斉一性」、つまり単なる“客観”世界の斉一性ならざる“主客協働的”世界の斉一性)とも同趣の構制なのであるが、“構成”される「客観的実在相」は汎化や分化を容れる“函数的可塑性”をもった成態であり(因みに実在相の“構成”は既知の現相を手掛りにして未知の新現相を予見するとき相で遂行されることすら可能である)、新事象に直面しても従前における“構成”の大枠を維持できる場合と、維持できずに“再構成”を迫られる場合と、この両ケースがあるだけのことである。原理的にはこれに尽きる。しかるに人々は、客観的実在相なるものの物象化を前梯として、前者の場合には、“実在相を正しく認識していた”と称し、後者の場合には“実在相を正しく認識していなかった”と称する。そして、客観的実在自体を“正しく認識していた”が故に前者の場合には“認識像”を再構成する必要はなく、“正しく認識していなかった”が故に後者の場合には“認識像”を再構成する必要があるのだと思念する。だが、実態においては、新事象を含めて射映的諸現相を統一的・整合的に“説明”しうべき相での「客観的実在相」の“構成”、これが存するのみであって、新事象に関する説明の能・不能は客観的実在の端的な自存性とやらの証拠たりうべきものではないのである。」 508-11P

第四段落——此の説のまとめと次節の課題 511P

「われわれは、以上、今日の日常的意識において対象的実在として思念されているものを——社会的・文化的な形象は次巻に譲り——「時空」「事物」「法則」の次元にわたって検覈しつつ、対象的実在の「存在性」が奈辺に存するかを対自化しようと試みてきた。(人々

は“認識主観から独立に客観的に既在する实在相”をさまざまな射映的視角からのアプローチによって“認識”するのだと思念しているが、実は、さまざまな射映的“認識”相を統一的・斉合的に“説明”すべく“实在相”なる単一的描像が“構成”的に措定されるのであること、そして、“主客的協働”の所産たる当の描像が間主観的に信認されるかぎりにおいて“客観的实在相”として認証されるのであること、対象的实在の存在性にかかわるこの構制をわれわれはとりあえず対自化した。——因みに、謂う所の“構成”は「対自然的かつ間人間的」な実践(「プラクシス」のルビ)であり、認識の“彼岸的射程性”がこれに負うて規定される——)。だが、われわれとしては、まだ、「存在」性そのことを主題的に討究していない。この論件は本書の全三巻に亘るべきものであるとはいえ、今や「存在」性そのことの一斑を主題的に論攷する段取りである。」 511P

たわしの読書メモ・・ブログ 702

・菅野完『日本会議の研究』扶桑社(扶桑社新書)2022

今、兵庫県知事の失職と選挙での再選をめぐる混乱のなかで、フリー、小さいメディアのジャーナリストが、維新政治の腐敗の極的状況を暴き出すべく活躍しているのですが、そのうちの(自称「著述業」の)ひとりです。記者会見で、大手メディアの記者たちよりも、フリーのひとたちが実に鋭い質問をし、問題点を露呈させています。この著者は、公職選挙法や法律に詳しく、警察や検察の動向の分析を的確にしている、何が問題点になっているかを明らかにしています。それを自身の YouTube チャンネルで流しています。YouTube を発信媒体にしているひとは、マスコミ批判をしていることが多いのですが、このひとはマスコミ各紙朝刊読みとかも YouTube でやっていて、マスコミの記者たちを持ち上げることもしています。

そのひとが、自分の YouTube で紹介していた自著です。この本は丁度、安倍政権が戦争法案(安全保障関連法案)の集団的自衛権を憲法学者の9割が違憲としているのを押し切って成立させる前後に出された初版本から普及版の新書としてだされた本です。日本会議は、もろもろの宗教関係の団体や右派学者からなるのですが、その源流は長崎大学に始まる「生長の家」学生運動だったという押さえ、そこから、「生長の家」は右派運動から降りた中で、「生長の家」原理主義運動が、色んな流れに分かれつつ、「日本会議」を支える運動になっているという押さえのようです。著者は、そもそもバラバラな宗教団体、そして「生長の家」原理主義運動自体も分かれているのに、どうして事務的なことがまとまってできるのかの分析をしていき、それをまとめる人物を絞り込んでいきます。何か推理小説のような感さえあり、読み物として面白いのです。

さて、このひとは保守・右派として自らを突きだしています。ですが、そもそもアベ政治には批判的ですし、ヘイトへの批判もするどくしていました。兵庫知事選をめぐる論究もむしろリベラル的なのです。どうも、左派・リベラルとして突きだすと、過去のことや現在思想で批判されるから、保守・右派を名乗っているのではないかとわたしは想ってしまうのです。

反原発の集会に参加しているときに、このひとの話が上がっていました。ここでは書く

のを止めます。インターネット上で検索するとできます。YouTube 上でも過去の反省をいっていたりしています。ただ、性差別に関しては一応おさえているようですが、障害差別に関しては、キレるひと特有の差別的発言を繰り返しています。わたしはもう YouTube を観るのを止めています。なんとか、差別を総体的にとらえる観点を獲得してほしいと願ってはいるのですが。

さて、それはともかく、この本は右派政治を支える「日本会議」を知るのに貴重な資料だとはいえるのではないかと、読書メモを残します。

(編集後記)

◆月二発刊（3日・18日発刊）を続けています。

◆巻頭言は、「ファシズム論のとらえ直し——「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」試論——」です。ファシズム論の深化、すんなり進まないのですが、どうにか現代ファシズム論としての「「ポスト・グローバリゼーションのファシズム」試論」にまで到り着きました。今、ポピュリズム論とファシズム論をリンクさせる論考がわたしの中に出て来ていて、次々回の巻頭言でとりあげる予定です。

◆読書メモは、[廣松ノート]（7）の『存在と意味』第一巻の15・16回目。後、2回分で第一巻が終わります。もうひとつは、菅野完さんの『日本会議の研究』、結構興味深い論攷で、菅野さんはファシズム的なことへの批判でキレる論攷を展開しています。今、斉藤兵庫県知事批判の急先鋒で、追及をしている彼の動画、フォローアップしている動画がアップされています。ただ、自ら右翼を自称していることや、差別の問題について、うーんと唸ってしまう発言には違和を感じているのですが……。いつものものねだりというようなことかも知れないのですが……。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重

なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>